



あかし

議会だより

No. **117**

6月定例会号

— 2020.8 —

◇発行／厚岸町議会

◇編集／議会広報特別委員会

AKKESHI
ANNIVERSARY

120th

本年、厚岸町は町制施行120周年をむかえます



始まった成昆布漁
子供も立派にお手伝い

●第2回定例会

*決まったことから……………P2～P4

*第2回臨時会……………P4

***町政を問う ～一般質問～**……………P5～P11

●議長室から……………P12

●議会の動き……………P12

一般質問者

・南	谷	健	議員
・佐	藤	淳	一議員
・杉	田	尚	美議員
・室	崎	正	之議員
・音	喜	多	政東議員
・石	澤	由	紀子議員
・竹	田	敏	夫議員

第2回 定 例 会

令和2年第2回定例会は、去る6月17日招集され、3日間の会期で行われました。

また、一般質問には、7名の議員が町政全般についてたどしました。

決まったことがら

議 決

辺地に係る総合整備計画の変更について

上尾幌辺地の公共的施設を総合的に整備するための総合整備計画の変更を可決しました。
(全会一致)

厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

計画登載事業について必要な変更を可決しました。

損害賠償の額を定めることについて
(全会一致)

危機対策室職員が職務上町有車両を運転し、町道真栄1条通りを通行していた際、当該町有車両の屋根からの落雪により視界不良となったため、厚岸町真栄2丁目201番地、私有地駐車場内に一旦駐車し、雪を払い町有車両を方向転換させようとしたところ、後方に駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両の前方左側と町有車両の後方右側を損

傷した事故に対する賠償額を19万6647円と決定しました。(町の過失割合100%)
(全会一致)

指定金融機関の指定について

厚岸町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関の指定について、次の通り議決しました。
指定金融機関名 大地みらい信用金庫
指定年月日 令和2年8月1日
(全会一致)

財産の取得について

財産の名称 指揮車1台
取得価格 693万円
契約相手 釧路トヨタ自動車株式会社
(全会一致)

財産の取得について

財産の名称 小型動力ポンプ積載車1台
取得価格 2310万円
契約相手 山崎自動車株式会社
(全会一致)

財産の取得について

財産の名称 消防ポンプ自動車CD-I型(水槽付)1台
取得価格 4565万円
契約相手 山崎自動車株式会社
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 厚岸保育所移転改築工事
(建築主体)
請負金額 4億8290万円
請負契約者 共和・新太平洋
経常建設共同企業体
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 厚岸保育所移転改築工事(機械設備その1)
請負金額 5995万円
請負契約者 榊設備工業株式会社
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 厚岸保育所移転改築工事(機械設備その2)
請負金額 6765万円
請負契約者 太平洋設備株式会社
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 収集ごみ積替保管施設建設工事(建築主体)
請負金額 8272万円
請負契約者 株式会社共和建設工業所
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 床潭末広間道路4工区擁壁改築工事
請負金額 8360万円
請負契約者 株式会社宮原組
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 厚岸終末処理場汚泥脱水機更新工事(機械工事)
請負金額 1億6170万円
請負契約者 株式会社前澤エンジニアリングサービス
(全会一致)

工事請負契約の締結について

工事名 厚岸終末処理場汚泥脱水機更新工事(電気工事)
請負金額 6424万円
請負契約者 北海道富士電機株式会社
(全会一致)

工事請負契約の変更について

令和元年9月12日に議決した厚岸保育所移転改築用地造成工事及び(仮称)湖南地区避難場所整備工事について請負金額を1億9525万円から1億9453万5千円へ変更する工事請負契約の変更について可決しました。
(全会一致)

条例

町税条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律のうち、地方税法の一部が改正され、令和2年4月30日に公布、原則同日から施行されたことから、必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律のうち、地方税法の一部が改正され、令和2年4月30日に公布、原則同日から施行されたことから、必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年3

月26日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、国の基準に従い、必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年3月4日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、放課後児童支援員の認定資格研修に係る実講機会の拡充を図るため、これまでの都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を終了したものに加え、令和2年度から中核市の長も当該研修を実施できることとされた。本町においても、放課後児童支援員の確保につながることから、国の基準を参酌し、同様の規定に改正するため、必要な改正について可決しました。（全会一致）

厚岸町水道事業の設置に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

地方自治法等の一部を改正する法律のうち、地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の規定が追加されたことから、引用する条番号に条ずれが生じたため、当該引用条番号を改正するほか、併せて厚岸町水道事業の設置に関する条例の規定中の字句を整理する改正について可決しました。（全会一致）

補正予算

各会計補正予算審査特別委員会において付託審査し、本会議において全会一致で可決しました。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）

歳入歳出予算の総額に4963万2千円を追加し、予算総額を118億303万円とする。

主な内容

子育て世帯応援臨時給付金1794万2千円の新規計上、人員搬送車整備事業（釧路東部消防組合）1178万6千

円の新規計上

令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額に605万5千円を追加し、予算総額を13億7783万1千円とする。

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額に178万8千円を追加し、予算総額を10億7052万円とする。

令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）

歳入歳出予算の総額から104万4千円を追加し、予算総額を1億4931万8千円とする。

報告

町長行政報告

新型コロナウイルス感染症に関する状況について報告がありました。

専決処分事項の報告（1）

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決処分事項の報告（2）

厚岸町介護保険条例の一部

を改正する条例

専決処分事項の報告（3）

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）を承認しました。

専決処分事項の報告（4）

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）を承認しました。

繰越明許費繰越計算書の報告

厚岸保育所移転改築事業、カキ種苗センター整備事業、津波避難階段整備事業、（仮称）湖南地区避難場所整備事業及び校内通信ネットワーク整備事業に係る繰越明許費繰越計算書について報告し、承認されました。

継続費繰越計算書の報告

（仮称）湖北地区保育所建設事業に係る継続費繰越計算書について報告し、承認されました。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書

株式会社厚岸味覚タミナル経営状況説明書

以上、2件の令和元年度決算及び令和2年度予算に係る経営状況説明書が報告されました。

選挙人事

固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて

佐々木薫氏を選任することに同意しました。

(全会一致)

農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて

次の14人を任命することに同意しました。

石澤由紀子氏、音喜多政東氏、多田和文氏、佐藤仁昭氏、齋藤泰広氏、荒岡正氏、貢則夫氏、寺島佳宏氏、伊藤美晴氏、遠藤浩一氏、木原晃氏、西野義幸氏、米澤仁氏、樋浦泰夫氏
(全会一致)

申出

閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。

各委員会の調査事項は次の

とおりとなっています。

総務産業常任委員会

- (1) 総務及び防災に関する事項
- (2) 財政及び税に関する事項
- (3) 財産に関する事項
- (4) 商工・労政及び観光に関する事項
- (5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
- (6) 土木、建築及び都市計画に関する事項
- (7) 出納に関する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

- (1) 国民健康保険に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 民生及び福祉に関する事項
- (4) 保健衛生及び生活環境に関する事項
- (5) 上下水道に関する事項
- (6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
- (7) その他厚生及び文教に関する事項

議会運営委員会

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の活動状況

〔令和2年4月1日から令和2年6月30日まで〕

総務産業常任委員会

第2回（4月16日）

① 今後の総務産業常任委員会の開催について

第3回（6月10日）

① 閉会中の所管事務継続調査について

厚生文教常任委員会

第3回（6月10日）

① 閉会中の所管事務継続調査について

第2回臨時会 5.11

報告

状況報告

新型コロナウイルス感染症に関する状況について町長から報告がありました。

専決処分事項の報告（1）

令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）を承認しました。（全会一致）

専決処分事項の報告（2）

町税条例等の一部を改正する条例を承認しました。

(全会一致)

専決処分事項の報告（3）

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を承認しました。（全会一致）

専決処分事項の報告（4）

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を承認しました。

(全会一致)

専決処分事項の報告（5）

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）を承認しました。（全会一致）

専決処分事項の報告（6）

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）を承認しました。（全会一致）

議決

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（全会一致）

厚岸町手数料条例の一部を

改正する条例の制定について（全会一致）

厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(全会一致)

補正予算

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）

歳入歳出予算の総額に10億3191万3千円を追加し、予算総額を117億191万4千円としました。

主な内容

特別定額給付金給付9億1510万円の新規計上、緊急経済対策応援券発行6337万4千円の新規計上

(全会一致)

令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）

歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、予算総額を13億7176万6千円としました。

主な内容

傷病手当金20万円の新規計上

(全会一致)

政府発表 巨大津波の内容は



南谷 健議員

政府は千島海溝巨大地震による津波想定で、厚岸湾中部大黒島南側が45分で21・4mと役場庁舎の最大浸水深は8・1mと公表。平成25年配布の津波ハザードマップは末広で最大水位28・8mで、公表数値を包含しているものの巨大津波発生が切迫している状況に変わりなく、必要な防災・減災対策を講じます。

図 津波ハザードマップの表 達時間と最高到達点をわかり示は、おおまかで町民の生活 圏の津波浸水高が良く わかりません。町が推 定する各地区の津波浸 水高は。

図 末広29m、床潭19m、若竹13m、湾月14m、港町9m、真栄・宮園・白浜10m、光栄4mと想定しています。図 555万円で災害シミュレーション動画作成を計画しています。が、生活拠点の津波到



完成がもたれる御供山津波避難階段 (事業費3億1400万円)

図 動画は津波ハザードマップの数値を基本に、静止画で代表的地点の数値をわかりやすい表示で作成したい。

『コロナ感染防止 対応は』

図 感染防止対応が自粛から自衛へと新たな対応が求められるが、現時点の対応は。図 感染防止対策は、町民への正しい情報提供と注意喚起で、基本的な感染予防策のほか、受診の目安や健康相談、休業要請に基づく町有施設の対応について適宜の情報提供と注意喚起に努めます。

二つ目は、町有施設において国のガイドラインを基に各種感染予防策の実施と、感染拡大状況に応じ施設の立入制限等を実施しています。

三つ目は、町民が参加する事業は、延期又は中止の判断をする基準を設け、今後はコロナウイルスとの共存を前提に再流行に備えて「コロナ感染症対応業務継続計画」を策定し、マスク等の備蓄・補充に努め対策を継続します。

図 病院、老健、心と園の高齢者利用施設対応は。図 町立病院と老健では、臨

時発熱外来の設置と入院患者及び入所者への面会禁止の対応を継続実施し、対応の変更はありません。

心と園は、定期的な換気や各フロア間の行き来を最低限にするなど対策に努めます。

また、面会禁止による精神的負担払拭のため、IP告知情報端末を一台増設し家族と画面越しの会話ができるようにしました。6月からは、玄関近くに面会室を設置し、ストレス解消に努めています。

図 経済対策で多くの従業員を抱える厚岸水産物買受人組合員へ町はどう支援しますか。

図 買受人組合をはじめ、冷凍協会事業者、水産物運搬の事業者、自動車小売事業者は、影響が著しく、町は事業持続等支援給付金制度を創設して収入減少率の条件を付さずに買受人組合事業者へ50万円、そのうち冷凍協会事業者に100万円、運送業者に100万円、自動車小売業者は50万円を支給し、40件2500万円を見込みました。また、同

事業者は業務用水道料金及び下水道使用料の5月・6月分の免除と、前年同月上比30%以下の減少事業者に一般廃

棄物等のごみ処理手数料6カ月分を減免する支援を実施しています。

図 コンクリート工休業中のパート社員48名の給与補償は。

図 休業手当は国の雇用調整助成金を活用し全額支給、そのうち約106万円を会社が持ち雇用維持に努めています。

図 児童生徒の感染防止対応は。また、休校中の遅れをどのように対応されますか。

図 子供たちの健やかな学びを保障するために、3つの密を徹底的に避け、感染リスクを可能な限り低減し、児童生徒が感染症を正しく理解し感染リスクを避けるよう指導していきます。

2月からの休業は学年末で、学習の遅れは10時間程度で、新年度の学習補充指導や習熟を図るよう計画していました。しかし、新年度も引き続き26日間の休業となり、この間実施できなかった学習は、行事の中止や精選・変更による再編成をしたうえ、学習内容習熟のために夏季休業開始を8月8日とし、10日間の授業を実施します。冬季休業は今後の感染状況や休業措置の経過を見て再度判断します。

コロナに負けるな がんばろう ”厚岸“



佐藤 淳一 議員

再度感染症が拡大した場合の新たな経済対策については、経済対策本部や経済対策連絡会議において町経済や町民生活に有効となる対策を検討した上で、可能な限り実施する。

飲食・サービス業の一律支給については、提言いただいた給付基準を検討する。

学校内に感染者が出た場合は、文部科学省の衛生管理マニュアルを基本に各学校での対応となる。

また、今回の臨時休校の日数は、26日間となり、実施できなかった学習は順次進め、夏休みの短縮や教育課程の再編成で授業時数を確保する。

第二波・第三波の際 の支援策は

〇 感染拡大以来、国・道をはじめ厚岸町でも独自の支援策が実施されている。

〇 第一波、第二波・第三波が発生した場合、新たな支援策を検討するの。

〇 これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大が町経済や町民生活に大きな影響を及ぼしていることから「経済対

響を受ける飲食・サービス業をいち早く支援したことは理解する。

60万円の上限は良しとして、売上規模が違ったため、一律給付は合理的でなく不公平ではないかと考える。

そこで、質疑のなかで、例を申し上げた通り、売上総利益（一般的に粗利益といふ。）の減少分を補填し、上限を60万円とすることが合理的と考えるが。

また、そのことによつて売上減少率30%未満の事業者も支援することが出来る。

〇 町独自の緊急経済対策については、国や道などの融資制度や持続化給付金などを受けるまで手続き等に相当な時間を要することから、迅速な経済対策が必要であるとの判断から事業者へ少しでも早く支給できるようにしたものであり理解をいただきたい。

〇 なお、ご提言をいただいた給付基準については、商工会や関係機関などと協議の上、検討してまいります。

〇 文部科学省の地域の行動基準を3段階に分けて示しています。

〇 厚岸町の場合はどのレベルか。
当町は、感染リスクが一

番低いレベル1となっている。十分な感染対策を行った上で学校活動の実施となる。

〇 校内で感染者が出た場合の対応は。

〇 危機管理マニュアルは作成されているが、これはインフルエンザやノロウイルス感染症の場合の対応であり、コロナの対応については作成されていないので、文部科学省のマニュアルを基本に各学校での対応となります。

〇 児童生徒に感染者が出た場合には、感染者は学校出席停止となり、濃厚接触者は感染者と最後に接触した日から二週間の出席停止となる。

〇 教職員については、病気休暇や在宅勤務等で出席させない措置となる。

〇 濃厚接触者が特定されるまで臨時休校となる。

〇 現状の感染症対策は。一般的に言われている「こまめな手洗い」「マスクの着用」「咳エチケット」「換気」「身体的距離の確保」等を行い、今後も指導してまいります。

〇 休校での学習の遅れや6月以降の学習の進み具合が早くなるのが心配されるが。

〇 春休み期間中は、主に当該学年の学習内容の復習が中心でした。4月からの臨時休業期間中は、新しい学習内容も自分で進められるようなプリントを工夫し配布しました。学校再開後は、順次学習を進めていくことになっており、例年とは指導時期がずれることも考えられますが、学習のスピードが急激に早くなることなく進める対応を考えております。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚岸市 コロナ 対策

出典:首相官邸HPより

厚岸の自然・土地を守れ！ 将来の町の姿を見つめて！



杉田尚美議員

外国人の土地買収に警戒を！

問 現在、町内に外国籍の者又は外国資本が関係する土地・建物はありますか。

答 町が保有する情報では土地・建物について、その所有が外国籍の者であるか、外国資本に係るかを把握することは困難であるが、公表されているものとしては林野庁の外国資本による「森林買収に関する調査」や、北海道の外国資本等による「森林取得状況」がある。これによると、令和元年十二月現在、町内にそれに該当するものはない。

問 近年、特に北海道において、外国人による土地買収が進められている。道内のある町では大規模な施設が外国人に譲渡され、外国人専用の施設とされ、日本人が立ち入り

ができないと聞く。表現が物騒ではあるが、「武器を使わない侵略だ」とする見方もある。

外国籍の者又は外国資本による土地・建物の購入及び使用目的に関する規制はあるか。

答 現在、日本の法律においては規制措置が講じられている法律はない。

問 可能性として、資金さえあれば、厚岸町の土地を外国人に買い占められてしまいかねない現状にある。

政府では、これらに対応・関係する政令を来年度内に成立させるとしているが、その政令は、おそらく自衛隊駐屯地・演習場の周辺など限られた適用範囲のものになると思われる。知らないうちに厚岸

町を外国人の土地に囲まれてしまったという事が起こりかねない現状を大変不安に思う。町として何らかの対処を検討できないか。

答 外国人の土地買収により、懸念されている現状であることは認識している。まずは今後の国の法整備について注視し対応していく。

問 町内に所有者不明の土地又は登記簿上と実態が異なる土地建物はありますか。町道の指定や避難所の設置の際などに、支障となる恐れがある。どのように対応しているか。

答 登記簿上と実態が異なる土地建物は相当数あるものと思われるが、全てについて把握はできていない。固定資産税の課税上、必要がある場合など、個別に対応を進めている。

コンパクトなまちづくりについて 将来に向けて 今から行動を！

問 立地適正化計画の必要性についてはどのように判断しているか。

答 立地適正化計画は居住地域や福祉・医療商業などの都

市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的な計画であり、市町村が作成するマスタープランの一部と位置づけられ、居住機能や都市機能を誘導する「コンパクトシティ」を形成するうえで重要な計画であると認識している。

問 人口減少に伴い、「コンパクトなまちづくり」の構想は効率的な行政サービスと持続的な町の発展のために重要な指針の一つであると考えている。今後どのような対応を行うのか。

答 現在の厚岸町は、一次産業の拠点や商業地域公共施設などの様々な拠点が点在していることから、現時点においてすべての産業やサービス機能を中心市街地へ集約することは難しい課題である。

問 「コンパクトなまちづくり」とは中心部一か所に集約することではなく、それぞれの地区ごとに、あるいは相互に効率的な立地・交通網等を再考するものと考えている。

現在、特に重要なものは、防災上の視点だと考える。より安全な地域へ、居住地域や都市機能を緩やかに誘導していくべきではないか。



愛冠方面からの眺望

今すぐという話ではなく、人口減少を鑑みて、子ども達やお孫さんの世代、五十年後百年後といった将来の町に対しての、私たちの責任として今から着実に対応し、厚岸町の将来の姿を目に見える形で示すべきではないか。

新型コロナウイルスの影響と厚岸町の対策



室崎正之議員

新型コロナウイルスによる感染症が猛威を振るっています。

新型コロナウイルスの蔓延は、社会の各所において、痛みや苦しみを伴った変革を求めています。厚岸町における現状と対策をお聞きしました。

なお、これは一般質問を行った日、令和2年6月17日現在の状況に基づく議論です。

問 医療従事者をはじめ最前線でその衝に当たる人達の感染防止策。

答 町立病院では臨時発熱外来を設置し、感染が疑われる患者を担当する医師・看護師には防護服等の着用を義務づけ対応している。窓口ではマスク、アクリルボード等による飛沫感染防止策を図っている。

問 民間病院でも同様の対応を図っている。

答 各施設での感染防止策に伴う利用者のストレス緩和策。

問 町立病院と「ここみ」では面会を禁止している。但し要望があれば一部直接の面会を許可することもある。テレビ電話等他の方法による「面会」は行っていない。

心と園では手洗い等一般的予防の他、感染防止のため面会を禁止したが、テレビ電話（IP告知端末）を利用し自宅に家族との画面越しの会話を可能にした。認知症グループホームでは家族との面会は窓越しで面会できるようにしている。

問 子育て中の親、ひとり暮らしの高齢者、障害者への対応。

答 今乳幼児や児童を持つ親は、日常の育児負担に加えコロナでの大きな負担を抱えている。特に発達に問題のある子供のいる家庭や養育環境が不安定な家庭などの保護者には個別に電話や面談による状況確認を行っている。

また乳幼児検診や健康相談事業が延期や中止になっているため、個別に状況確認を行っている。また、SNSの活用を図り情報の周知を進める。オンラインでの健康教育や相談の場を作る。

高齢者には他人との交流の機会や運動の減少に伴う心身への影響が懸念される。ひとり暮らしの高齢者を中心に相談体制の充実、安否確認や必要な働きかけを行う。

障害者についてはそれぞれに異なるストレスを感じている。窓口や電話での相談等の際はそれを見逃さないよう丁寧な対応につとめている。個々の内容に応じた肌理細かな対応が必要とされ、関係機関と連携し取り組んでいく。

問 化学物質過敏症やアレルギーの発症が問題となっている。

答 消毒にアルコール等の化学薬品が多用されるため、その副作用で体調を崩したり、アレルギーの発症をみる人が出ている。感染予防の正しい知識を普及させ、せっけんでの丁寧な手洗いが基本であり、消毒薬による過度の消毒は不要であると言った基本的な知識を周知する。と同時に化学物質過敏症等「消毒薬などで

体調が悪化する人の存在」の理解周知にも取り組む。

問 コロナの蔓延する今日、避難所のあり方について。

答 避難所が過密になるのをどう防ぐか。避難者の健康状態や衛生環境確保のための対策。感染の疑いのある者や発症者への対応。以上3点を中心に現在検討を進めている。

問 内閣府が「避難所運営ガイドライン」で紹介している「スファイア基準」は町ではどのように取り扱われているか。

答 「スファイア基準」について把握していない。今後内容を調査し、検討する。

令和2年度の熱中症予防行動

環境省
厚岸労働局
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日等は特に注意する

2 適宜マスクをはずしましょう

距離を十分に取る

- 気温・湿度の高い中でマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にたつた上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 1日あたり1.2リットルを目安に
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れず

4 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始める時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 熱中症に関する詳しい情報：
<https://www.wbat.cma.go.jp/>

出典：環境省熱中症予防情報サイトより

集中豪雨や台風等で 自然災害が多発しております。 当町の対応策は？

音喜多政東 議員



町内を土砂災害から守る予防計画として、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域と、土石流や地すべり、急傾斜地の崩壊発生恐れがある土砂災害危険箇所等が指定されています。指定区域やどのような現象発生恐れがあるか、地域住民に事前に説明をしておりますが、災害から守るまちづくりのため、より一層対策をとってまいります。

町内で特別な指定区域、継続して監視、注意すべき地域はあるのか。

①土砂災害の予防区域として、国の法律に基づき北海道が指定している区域で、土砂災害に関する対策工事だけでなく、発生の恐れがある土地の区域を明らかにし、警戒や避難体制の整備を進め、住民等の生命や身体を守るために制定されています。その分けられている種類と箇所数は、

①土砂災害特別警戒区域として12箇所。土砂災害警戒区域

②土砂災害危険箇所は、国土交通省の要領により北海道が調査し、土石流や地すべり、急傾斜地の崩壊が発生する恐れがある地域として町内129箇所。

③山地災害危険地区は、林野庁の要綱により北海道が調査し、山地災害の発生恐れがあるとして147箇所。

④外に、国土交通省の「大規模盛土造成地の



災害が発生する恐れがある地域を指定し、周知している

滑動崩落対策推進ガイドライン」によって抽出されている大規模盛土造成地が7箇所、何れも公表、ホームページ等で周知しています。

付近住民への危険度や注意等の周知は。

公表されている災害の発生する恐れのある指定区域等にあつては、どのような現象の災害の発生恐れがあるかを分け、土砂災害警戒区域においては急傾斜地の崩壊と土石流に分けられています。

土砂災害危険箇所においては、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所の3種類で公表しています。

これらの指定区域での避難勧告などの発令基準や、土砂災害の前兆現象についても周知しております。これら土砂災害特別警戒区域、警戒区域内に指定された対象住民に、事前説明を行っています。

新しい
しんりゅう保育所の
危機管理について

―保育所開所中に津波警報、または津波襲来により、宮園交差点の国道44号線及び道道14号線が通行止めで閉鎖された場合、子どもの送迎に支障が生じる恐れがある。

津波警報が発令された場合、保育所はどのような体制をとるのか。

隣接する指定緊急避難場所の「旧真龍中学校裏山」に避難し、そこには備蓄倉庫が設置されておりますが、今後は児童、職員数が増えることから追加補充して備えます。

車で保護者による子どもの送迎が予想されます。



津波警報で通行止めが予想される宮園交差点

津波警報の発表、または津波の襲来がある状況下においては、保護者の送迎は止めて頂くことが原則です。その場合一緒に避難していただきます。

国道、道道が長時間通行止めが予想される。長時間保育所が孤立することが予想されるが。

津波の襲来から安全が確認されてから保育所に戻りますが、現状では水、食糧等は半日程度確保しておりますが、節約や新たな非常食の購入等で備蓄し、長時間の孤立にも対応することになります。

コロナ対策



石澤由紀子 議員

釧路地域におけるPCR検査の実施は、釧路保健所が指定する感染症指定病院及び感染症の二次救急当番病院の医師の指示に基づき実施するもので任意での検査の実施はできない。

問 新たな感染拡大が始まる前に、町内の医療、介護現場でのPCR検査を定期的に行うべきと思うがどうか。

答 現時点においては、任意での定期的なPCR検査の実施は難しいものと考えている。

問 国民健康保険条例の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給の規定ができた。自営業者などは除外されているが、その適用を広げる必要があると思うがどうか。

答 自営業者等については、療養の際の収入減少の状況が、季節などによって収入が大きく異なる職種もあるなど多様であり、所得補償として妥当

な支給額の算出が難しく対象にならないとする国の考えを踏まえ、町においても対象としないところである。

問 体温測定カメラの設置を保育所や学校に考えられないか。認定こども園などに設置した自治体もあるが。

答 保育所及び小中学校には、すでに非接触型体温計を配備しており、家庭での検温を行っていない場合等については、通所又は登校時等に検温を行っているので設置は現在のところ考えていない。

空き家対策について

問 町内の「特定空き家」について、これからどのように



空き家対策

していくのか。自然災害の規模が徐々に激しさを増している。他の自治体では解体費用が高額でなかなか進まないの、解体費用の補助や老朽空き家を土地も含めて寄付してもらい、空き家を撤去した後、公園などに活用している自治体もある。当町でも取り組んではどうか。

答 空き家等の所在や、その状態等を把握するために実態調査を本年7月から実施する。空き家対策協議会を本年度中に設置する予定である。「空き家等対策計画」を策定するとともに、空き家所有者権者等の自発的な除却を促進するため、空き家の解体に対する費用の一部を助成する制度を検討することとしている。また、

「特定空き家等」があり、所有者権者等が土地と建物を寄付していただくなど、その地域内で整備条件が整い、行政需要と一致した場合、協議会の意見等も踏まえ、一つの施策として検討していく。

子どもたちの学び、心身のケアと安全を保障するために

問 子どもたちは新型コロナウイルス対策による休校でかかってない不安とストレスをため込んでいる。子ども一人ひとりを大切にすると手厚い教育が必要になってくると思うが、どのような対応をするのか。

答 これまでのところ厚岸町の子どもに休校措置が直接の原因として、体調不良や心因性の病気となった事例は報告されていない。しかしながら、不安やストレスがないと断言できるものではない。これまでに以上に見守ること、小さなサインを見逃さずに指導を行っていく。

問 例年通りの授業内容では、詰め込みになり子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにつながりかねない。「学習内容

の精選」という方法もあると思う。一年間ないし二年間の見通しの中で、行き届いた教育の実現を図らなければならぬと思う。どのような方策を考えているのか。

答 現段階では、夏季休業を短縮することで、年内に指導を終えられるようにしているが、今後、臨時休業が実施された場合など状況に応じて検討していく。

問 心のケアを含め、子どもたちや保護者が相談できる体制を整えることが必要と考えるがどうか。

答 子どもたちや保護者の相談については、担任や養護教諭に相談する体制が整えられており、今後も継続していく。

問 消毒や清掃など新たな負担が教育現場に課されている。その軽減対策はどのようなのか。

答 緊急的にスクールサポートスタッフが配置されることになった。教職員の業務負担軽減のため、この事業を活用したい。

問 高校生以上を対象に給付型奨学金の制度を導入する考えはないか。

答 国の制度を活用するのが基本だと考える。その上で、少子化対策としての奨学金制度を検討していく。

避難所感染と 希望出生率について



竹田敏夫議員

避難所の感染症対策の質問には、国の通知に基づき検討するとの答弁、地球温暖化への取組の質問には、SDGsの13番目の目標を基に厚岸町地球温暖化対策実行計画を推進し気候非常事態宣言を實現に向けて検討するとの答えを導いた。

希望出生率1・8の實現に対しての質問に、国の動向に注視し1・8の實現に向け総合的に図ってまいります、との回答を得ました。

問 避難所での感染症対策として防護服、マスク、手袋、ゴミ袋、保護用テープの備蓄をすることが必要と思うが。

答 ウイルス感染防止のため、災害発生時の避難所においては、密閉・密集・密接の3密は回避しなければならず、感染防止対策は必須と捉えており、国の通知に基づき検討を進めております。

避難所での感染症対策として備蓄する物品としては、ご

組みとして、国連が目指すSDGsを踏まえ地球温暖化による気候変動への対策に注力して、SDGsが目指す持続可能な社會を實現するため、

町は町民に意識改革をするように、気候変動の非常事態に關する町民への周知啓発、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロになるよう省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用促進、二酸化炭素抑制のための森林などの豊かな自然環境の保護、気候変動に伴う災害に強いまちづくりについて厚岸町として宣言すべきと思うが。

答 世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた取り組みの推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても、持続可能なまちを實現する上で重要な視点となっております。

「気候変動に具体的な対策を」の目標は、SDGsの13番目の目標であります。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自自治体で行うことが求められております。

地球温暖化へ向けた 取り組みとして

問 地球温暖化へ向けた取り

町においては、地球温暖化対策の推進に關する法律に基づき、平成30年3月に「厚岸町地球温暖化対策実行計画」を策定し、厚岸町の実施する事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組みを實施しているところであります。

令和2年6月5日現在、全国では、31の自治体が宣言、又は、議会による決議がされております。道内では森町が、北海道の自治体として、初めて「宣言」しております。

厚岸町としては、この「気候非常事態宣言」について、検討してまいりたいと考えております。

希望出生率1・8の 實現について

問 希望出生率1・8の實現について、政府は今後5年の指針となる第4次少子化社會対策大綱の閣議決定をしたが、町としてどのように考えているのか。

答 令和2年5月29日に閣議決定された、第4次少子化社會対策大綱では、深刻さを増す人口減少や少子化の進行の

主な原因は、未婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下、経済的不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事や育児の負担の女性への偏り、子育てや教育に係る費用負担など、様々な要因があるとしています。

当町においても、人口減少や少子化の進行は、重要な課題であり、少子化対策の一つである子育て支援策については、子どもを産み育てることを望む人への一般不妊治療費の助成、妊婦への通院費助成や妊産婦ケア体験、出産時の出産祝い金の支給や産後ケア、子育て期の保育料の無償化、養育支援、学校給食費の無償化、子どもの医療費の無償化などの経済的支援のほか、ライフステージの各段階に応じた多種多様な施策に取り組んでいるところであります。

今後は、結婚、出産、子育ては、個人の意思決定であることを尊重しつつ、若い世代の結婚、出産、子育てへの希望や、前述の大綱の目標である希望出生率1・8を實現できるように、国の動向に注視し、総合的な取組の拡充を図ってまいりたいと考えております。

議長室から

このページは、今までの議会広報であまり取り上げられてこなかった、議案審議や議会運営委員会、各常任委員会や予算審査特別委員会などの質疑の中で、皆さんの関心が高そうな案件について、審議の内容等を紹介するページです。

第2回定例会

議会運営委員会

町議会第2回定例会が6月17日から開催されるに先立ち、6月15日に議会運営委員会が開催され、上程される議案等の取扱いを決めました。また、本会議中の新型コロナウイルス感染症防止対策についても話し合い、①議場内ではマスク着用とする、②議場の換気確保としての排煙窓を常時開放する、③すべての議案等において、答弁者として理事者と担当説明員のみが議場に入り座席等の空間を確保する、④傍聴席の座席間隔を開けるとともに、入場者数の制限をする、⑤傍聴席を除く議場内に飲用水を持ち込むことができるものとする等が決められました。

行政報告

新型コロナウイルス感染症に関する状況についての行政報告が町長からあり、長文のため全文を紹介できないので、町の対応について、要点を次のとおり記載します。

町内での新たな感染者は確認されておらず、緊急事態宣言の解除を受けて、町は、法に基づかない「厚岸町感染症対策本部」を設置し、引き続き情報の収集と共有を図るとともに、感染拡大防止のための対策を講じており、緊急事態

宣言期間中からを通して、接触機会低減に向けた不要不急の外出、新規感染者の多い札幌市や他都府県との不要不急の往来、繁華街への接待を伴う飲食店への外出の自粛や慎重な対応、3つの密の回避など「感染症まん延防止に向けた取組」の他、手洗い・咳エチケットの徹底、ソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の実践について町民に周知し、感染拡大防止に努めてきた。

また、町民が日常生活の中で必要な行動がとれるよう、「感染症の受診の目安や健康相談」「町税納付や公共料金等の支払相談」「中小企業等の経営・金融相談」等の相談窓口の開設や、町有施設等の休業・休館等の状況について、多様な手段により、随時周知を行ってきた。

小中学校や保育所・幼稚園等においては、保護者子ども朝晩の検温等、体調の変化に注意するよう要請するとともに、施設側としても出来る限りの対策をしている。

町立病院では、引き続き臨時発熱外来を設置し、面会者についても発熱症状を確認し対応している。役場や保健福祉総合センター等では、消毒液の設置や窓口や共用スペース等の消毒、窓口へのアクリルパネル等の設置や来庁者への執務スペースへの立ち入り制限をしている。

新たな感染症対策として、高齢者の健康維持を目的として介護予防体操等のDVDの作成や厚岸消防署の救急活動における感染症対策のための必要な装備の充実を図っていく。

町内で開催を予定しているイベント等については、既に中止を決定しているもの以降、今後の状況を見て開催の可否を決定していく。町経済への影響としては、3月

分と4月分を併せた影響額が約9億円となり、今後も更なる影響の拡大が危惧される。

漁業では、消費低迷による牡蠣の出荷制限や、魚価の下落が続く、経営に影響が出ている。

酪農業では、飲食店や製造業における乳製品需要の減少は続いているが、学校給食の再開や夏期飲用需要は戻りつつあり生乳出荷への影響は出ていない。

椎茸生産では、市場取引は大きな影響はないが、飲食店取引が低迷している。

商工業では、宿泊業や飲食業をはじめ、すべての業種で大きな影響を受けており、社会経済活動が低迷している中、事業継続への不安が解消されていない。

町の経済対策としては、「中小企業緊急資金融資」の枠を従来の4億円から6億円に引き上げ、「緊急支援給付金」の拡充、「緊急経済対策応援券」の交付、「漁業者緊急対策資金に係る利子補給等」の実施、国が行う子育て世帯への「臨時特別給付金」や「特別定額給付金」の支給を行うとともに、一部業務用上下水道料の免除や感染症の影響により収入の減少が見込まれる方への「国民健康保険税等や介護保険料」の減免、小中学生への「牛乳贈答券」の給付、感染拡大の影響を受けている事業者の「多量のゴミ処理手数料」の減免、「生活関連事業者事業継続支援給付金」や「事業継続等支援給付金」の支給、「町民税及び固定資産税等」の1年間の徴収猶予、「子育て世帯応援臨時給付金」の支給等、関連する予算等は第2回定例会において上程している。

今後において、町民の健康被害防止と町経済への影響を1日も早く解消するよう、国の交付金等を最大限に活用し、町独自の経済対策、困窮者対策を講じていく。

議会の動き（各議員の出席状況）

4月23日から7月20日まで

会議種類	開催日・期間	会議名称	開催日数	議員氏名（議席順）										
				竹田敏夫	石澤由紀子	室崎正之	音喜多政東	南谷健	佐藤淳一	杉田尚美	桂川実	大野利春	中川孝之	堀守
本会議	5月11日	第2回臨時会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月17日～18日	第2回定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
委員会等	5月11日	第4回議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月10日	第3回総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○
	6月10日	第4回議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月10日	第3回厚生文教常任委員会	1	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○
	6月15日	第5回議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月17日	第4回広報特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
	7月20日	第5回広報特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—